

認定・審査関係者に対する注意（守秘義務）

JABEE 関係者及び教育機関関係者は下記の事項について、関係者以外に情報を漏らしてはならない。また、審査で使用した書類を規定に基づいて廃棄又は回収するなど書類の管理に十分注意し、関係者以外に情報が漏れる危険を最小にするよう努めねばならない。

1. JABEE 関係者の守秘事項

- (1) 審査中のプログラム名、関係学科名、教育機関名（以下、これらを「プログラム名等」と総称する）、実地審査の期日、受審側担当者名／責任者名
- (2) 審査中のプログラムの審査団構成メンバーの個人情報
- (3) 審査中のプログラムの具体的な審査の印象、状況、認定可否の予想など
- (4) 自身が過去に審査に参加することにより知り得た受審プログラムのプログラム名等及び受審側担当者名／責任者名
- (5) 受審したが認定されなかったプログラム名等
- (6) 認定されたが、まだ公表される前のプログラム名等
- (7) 認定されたプログラムの認定有効期間
- (8) 分野毎の申請プログラム数
- (9) その他、進行中の認定・審査に関連して守秘すべき事項

なお、ここで言う JABEE 関係者とは以下の者である。

JABEE 役員（理事、監事）

JABEE 職員

JABEE 各委員会委員（常置委員会のワーキンググループ委員も含める）

各分野別審査委員会委員

当該年度の審査団構成メンバー及び過去においてこれを経験した者

審査チーム派遣機関担当者

2. 教育機関関係者の守秘事項

- (1) 当該教育機関のプログラムの審査を実施中の、あるいは実施した審査団構成メンバーの個人情報
- (2) プログラム点検書及び審査報告書（ただし、認定可否通知とともに教育機関に送付される「審査結果」を除く）

以上

2019年1月30日改定